

秋田県動物愛護センター清掃業務委託
特記仕様書

秋田県動物愛護センター本所及び分所清掃の作業基準仕様は次のとおりとする。

1 目 的

動物愛護センター本所及び分所内における清掃

2 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 内 容

◆動物愛護センター本所（秋田市雄和）

- (1) 作業日は土・日・祝日を含む週5日（ただし年末年始（12月29日～1月3日は除く）とし、作業実施の時間は午前9時から午後4時までの間に行うものとする。なお、作業の実施にあたっては施設利用者等に支障がないよう計画的に実施するものとする。
- (2) 便所においては、トイレットペーパーの備え付け等についても配慮するものとする。
- (3) 床面洗浄ワックス・カーペットクリーニングは年2回とし、実施日時は汚れの程度を勘案し協議のうえ決定するものとする。
- (4) ガラスクリーニングは内面年2回・外⾯年3回とし、実施日時は汚れの程度を勘案し協議のうえ決定するものとする。
- (5) 清掃後の塵芥は迅速に運搬し、適切な処理をするものとする。
- (6) 作業員の服装は、常に清潔を有するものとする。
- (7) 経費の負担については、衛生消耗品やゴミ袋は動物愛護センターの負担とし、清掃用資機材は受託者が負担する。
- (8) この基準仕様書にない作業等が生じた場合には、その都度協議のうえ定めるものとする。

◆動物愛護センター分所（秋田市新屋）

- (1) 作業日は月1日（第4週目の水曜日）とし、作業実施の時間は午後1時から午後3時15分までの間に行うものとする。
- (2) 便所においては、トイレットペーパーの備え付け等についても配慮するものとする。
- (3) 清掃後の塵芥は迅速に収集し、適切な処理をするものとする。
- (4) 作業員の服装は、常に清潔を有するものとする。
- (5) 経費の負担については、衛生消耗品やゴミ袋は動物愛護センターの負担とし、清掃用資機材は受託者が負担する。
- (6) この基準仕様書にない作業等が生じた場合には、その都度協議のうえ定めるものとする。